

新宿区

高齢者保健福祉計画 第5期 介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

概要版



平成24(2012)年2月

基本理念

だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす

だれもが自分の生き方を自分で決め、人として尊重されることが重要です。そこで、基本理念として「だれもが人として尊重されともに支え合う地域社会」の構築をめざします。



《平成 27(2015)年の将来像》

～2つのキーワード～

心身ともに健やかに
いきいきとくらせるまち

だれもが互いに支え合い
安心してくらせるまち

一人ひとりの生活において、これらが実現される地域社会づくりをめざします。

《計画の基本的考え方》

これまでの基本理念及び平成27(2015)年の将来像を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で様々な支援を受けながら安心して暮らし続けるための「地域包括ケア」の実現に向けて、総合的に施策を推進していきます。

「地域包括ケア」とは、「医療」「介護」「介護予防」「すまい」並びに「見守り・配食・買い物などの多様なサービス」や「権利擁護（成年後見制度等）」のための事業などを高齢者の日常生活の場において有機的かつ一体的に提供していく考え方です。

《重点的取組み》

重点的取組み1 認知症高齢者支援の推進

認知症の早期発見・早期治療や相談体制の強化を図るとともに、関係機関や地域とのネットワークを築き、認知症になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

重点的取組み2 在宅療養体制の充実

高齢者が安心して在宅で療養生活が継続できるよう、病院と地域の関係機関との連携強化と在宅療養に関わる専門スタッフのスキルアップを図り、在宅療養を支える体制を充実します。

重点的取組み3 高齢者総合相談センターの機能強化の推進

地域包括ケアを総合的に推進するため、その中心的な相談機関となる高齢者総合相談センターの認知度の向上と職員のスキルアップを図り、コーディネート機関として地域の関係機関と連携を図ります。

高齢者保健福祉施策の体系

基本目標

1 社会参加といきが
づくりを支援
します

2 健康づくり・介
護予防をすす
めます

3 いつまでも地域
の中でらせる
自立と安心のた
めのサービスを
充実します

4 尊厳あるらし
を支援します

5 支え合いのしく
みづくりをすす
めます

施策

- 1 いきがいのある暮らしへの支援
- 2 社会貢献活動への支援
- 3 就業等の支援

- 4 健康づくりの促進
- 5 介護予防の推進

- 6 介護保険サービスの提供と基盤整備
- 7 自立生活への支援（介護保険外サービス）
- 8 介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進
- 9 認知症高齢者支援の推進
- 10 在宅療養体制の充実
- 11 高齢者総合相談センターの機能強化の推進
- 12 暮らしやすいまちづくりと住宅の支援

重点的
取組み

- 13 権利擁護・虐待防止の推進

- 14 介護者への支援
- 15 高齢者を見守り・支えあう地域づくり
- 16 災害時支援体制の整備

主な事業

- ・高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備
- ・高齢者福祉活動事業助成等
- ・障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援

- ・60歳からのこころとからだのメンテナンス講座
- ・介護予防教室

- ・地域密着型サービスの整備（認知症高齢者グループホームなど）
- ・回復支援家事援助サービス
- ・配食サービス
- ・介護保険サービス事業所向け研修
- ・認知症サポーター推進事業
- ・がん患者・家族のための支援講座
- ・高齢者総合相談センターの機能強化
- ・支援付き高齢者住宅の整備
- ・道路のバリアフリー化

- ・成年後見制度の利用促進
- ・高齢者の権利擁護ネットワークの構築・運営

- ・家族介護者教室・交流会
- ・地域安心カフェの展開
- ・高齢者の孤独死防止に向けた取り組みの推進
- ・災害時要援護者対策の推進

第5期 介護保険事業計画

介護サービスの充実

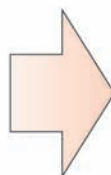
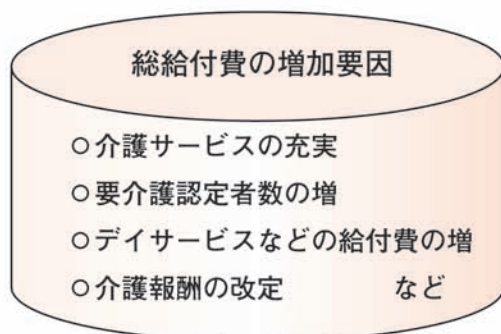
第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）では、「地域包括ケアシステムの確立」を基本的な考え方とし、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して住み続けられるためのサービスの一層の充実を目指します。

24時間体制で在宅生活を支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を新たに整備するほか、公有地を活用した「短期入所生活介護（ショートステイ）」や地域密着型サービスを整備するなど、平成22年度に区が実施した調査から明らかになった区民ニーズに応えます。

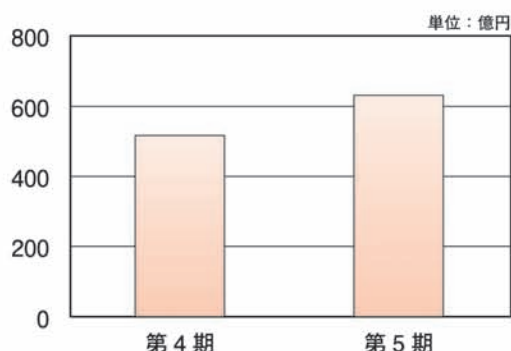
介護サービス総給付費の増加

第5期の介護サービス総給付費は、高齢化の進展に伴う要介護認定者の増加、通所介護（デイサービス）や特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）などの給付費の増加、介護報酬の改定といった要因から、大幅な増加が見込まれます。

各介護サービスの利用見込量を積み上げた結果、第5期の総給付費は、第4期の約522億円から2割程度増加し、約634億円と見込んでいます。



総給付費の増加



第5期の介護保険料

■ 保険料基準額・・・月額4,400円から5,400円へ

保険料基準額は、総給付費の増加によって上昇します。第5期はこれを抑制するため、介護給付費準備基金と財政安定化基金を活用します。その結果、保険料基準額は第4期の4,400円から1,000円上昇し、月額5,400円になります。

■ 保険料段階・・・12段階から14段階へ

負担能力に応じた負担割合とする考え方をさらに推し進め、第4期の12段階から2段階増やし、14段階とします。